

名称**生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～****施策対象**

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

高品質な「白バラ牛乳」の増産やアイスクリーム等の乳製品の輸出量を大幅に増加させるために、県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、県内乳用牛全頭のゲノム育種価検査を進める。

○支援内容

主な内容	有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して補助する。
補助率、補助上限	ソフト 2/3(県1/3、大山乳業1/3)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831

関連サイト

名称

第15回全日本ホルスタイン共進会对策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

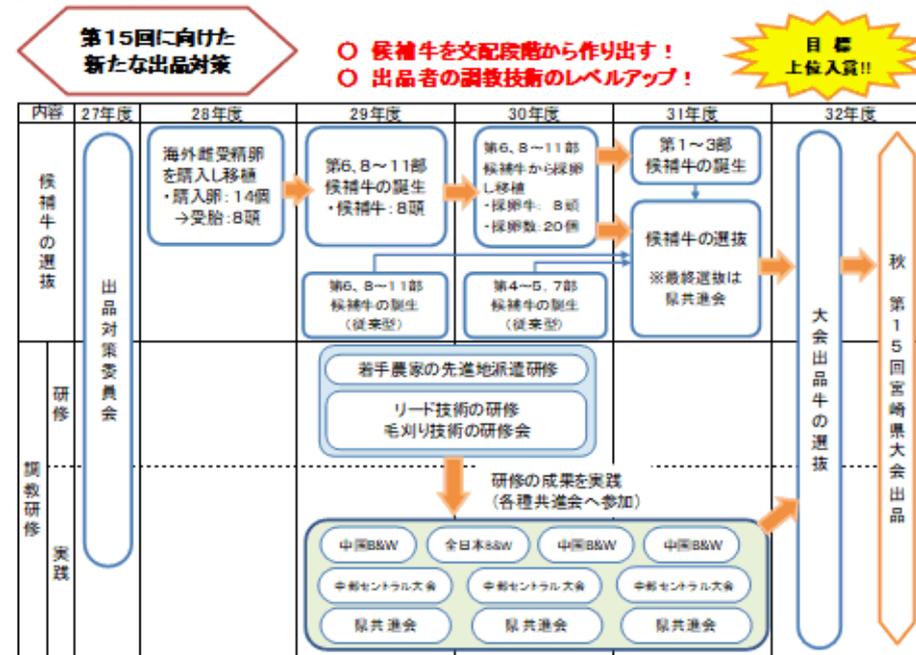
施策概要

鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、2020年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指します。

○支援内容

主な内容	出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取組や県外共進会への出品、優良形質保有牛確保のためのゲノム検査に対して支援を行います。
補助対象経費、補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・全共出品経費(補助率 1/2(県のみ)) ・県外共進会出品助成(補助率 1/2(県のみ)) ・出品負担金(補助率 10/10(県のみ))

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 和牛受精卵・放牧拡大支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 ①和牛受精卵を活用して和子牛を生産したい方
②和牛放牧を行いたい方

施策概要

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに沿った生産から販売までの戦略を推進するための総合的な事業を実施します。その中で、和牛生産頭数の増加のために、乳牛等の有効活用(受精卵移植の推進)、和牛放牧の推進を図ります。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
乳用雌牛等受卵牛活用促進	和牛受精卵移植に前年度実績より多く取り組んだ生産者に対する奨励金を交付します。	農協、生産者	ソフト 定額 (県のみ20千円/頭)
和牛放牧拡大支援	耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための電気牧柵等機器整備に対して助成します。	農協、生産者	ハード 1/3以内 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 鳥取和牛ブランド強化対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 和牛肉卸売業者等

施策概要 平成29年9月に宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会(以下「全共」という。)での肉質日本一を契機に県外業者・料理店等に鳥取和牛の売り込みと鳥取和牛のブランド強化を図ります。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
「鳥取和牛」販売拡大対策			
東京市場出荷支援	【東京市場出荷支援】 東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成 【東京市場で開催される大規模共進会への参加支援】 東京食肉市場で開催される全農共励会や全国肉用牛共励会への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	JA	ソフト 1/2 (県のみ)
県内外で開催する共励会開催支援	共励会開催にかかる経費への支援(研修会・楯・賞状作成等)	牛肉販売協議会	ソフト 1/2 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称 和牛改良・増頭対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 ①和牛繁殖雌牛の増頭をしたい方
②オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を導入したい方
③オレイン酸能力及び産肉能力の高い肥育素牛を導入したい方

施策概要 和牛の生産拡大及び鳥取和牛オレイン55や高品質和牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対して助成します。

○支援内容

区分	事業名	事業実施主体	内容
(1)繁殖雌牛	増頭に係る雌牛導入支援	農協	[外部導入]1/2(県 1/3 市町村 1/6) [自家保留] 定額 県182千円 市町村 91千円 (1/2(生産費のうち県1/2、市町村1/6相当額))
"	改良更新に係る雌牛導入支援	"	【競りの場合】 ・「百合白清2」などの産子の場合 95千円+(購入価格-競り平均価格-95千円)×2/3 ・その他の種雄牛の産子の場合 定額95千円 【自家保留の場合】 定額95千円
(2)肥育素牛	肥育素牛導入支援	"	【競りの場合】 ・「百合白清2」などの産子の場合 60千円+(購入価格-競り平均価格-60千円)×1/2 ・その他の種雄牛の産子の場合 定額60千円
"	肥育素牛(白鵬85の3、百合白清2)緊急確保支援	"	・3/4(県1/2、JA等1/4) ・H28年～H29年に導入し、R2年度に出荷された牛
"	鳥取和牛緊急増頭対策(新規就農、乳用・F1肥育転換)	農家又は農業団体	・県1/2 ・補助対象経費(1頭あたり)肥育素牛購入額から基準額(500千円※)を控除した額で350千円を上限とする ・(880千円-500千円)×1/2=190千円→上限175千円×100=17,500千円 ※(和牛肥育にかかる飼料費と乳雄肥育にかかる飼料費の差額=560千円-(280千円-220千円))

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称**鳥取和牛緊急増頭対策事業****施策対象**

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

EUを始め、アジア(台湾など)への「鳥取和牛」の輸出量を増加、ブランド化を推進させるため、農業団体等と共に肥育素牛の導入を促し、「鳥取和牛」の増産を図ります。

○支援内容

事業内容	「鳥取和牛」を大幅に生産拡大するため、農家が肥育素牛を購入または農業団体等が購入して預託を実施する場合に助成します。
補助率	ソフト 1/2(県のみ) ・補助対象経費(1頭あたり) 肥育素牛購入額から基準額560千円を控除した額。350千円を上限とします。
増頭要件	10%以上増頭する県内農家であって、事業終了後5年間は拡大後の飼養頭数を維持すること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 第12回全共出品対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

施策概要 2022年に鹿児島県で開催される第12回全共に向けて種牛の審査項目についてゲノム育種価を活用した「種牛区で勝てる候補牛づくり」、「種牛区出品牛をよりよく魅せる」技術を習得するための経費について助成します。

●補助率
ソフト 1/2(県のみ)

●支援の内容

魅せる出品技術習得事業	第12回全共鳥取県推進委員会	・技術者養成に係る経費 ・鹿児島県現場視察及び講師招聘調整のための経費を助成
地域出品対策協議会活動費	〃	・地域出品対策協議会活動費の助成
生産振興大会開催経費	〃	・肉用牛振興大会開催経費の助成
事務局経費	〃	・第12回全共鳥取県推進委員会等の開催経費の助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

肉用牛肥育経営安定対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

施策概要

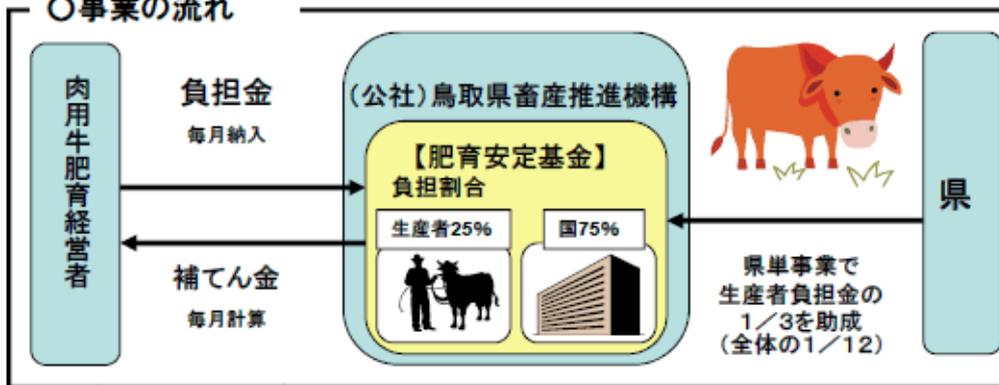
牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。

○支援内容

主な内容	肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は平成30年12月30日～令和4年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

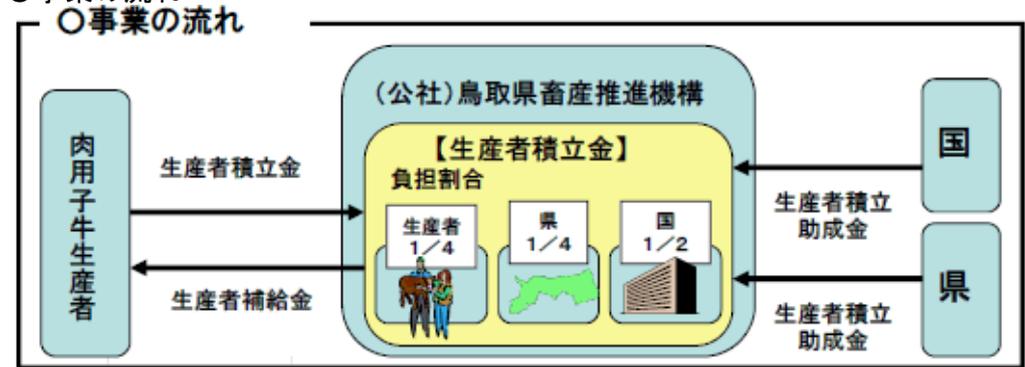


名称	肉用子牛価格安定事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く) ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社
施策概要	子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と指定協会である(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト



名称	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業
施策対象	生産者等
施策主体	鳥取県
対象者	鳥取地どり生産者
施策概要	「鳥取地どり」を県のブランド品として定着させるため、地どりの生産等に必要な施設及び生産性向上等に資する機械の整備費及び食鳥処理技術を備えた人材確保のための経費を助成する。

○支援内容

主な内容	<p>1. 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等 ・鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理及び間接的に前記の飼育環境の向上等に資する機械 <p>2. 鳥取地どりピヨ食鳥処理支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理技術を備えた人材確保のための経費の助成(研修費、講師招聘費、資格取得に係る講習会受講費等)
補助率	<p>1. 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業</p> <p>ハード 1/3(県のみ)</p> <p>①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては1/10以内 ②上記①以外の場合は1/3以内(ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。)</p> <p>2. 鳥取地どりピヨ食鳥処理支援事業</p> <p>ソフト 2/3(県1/3、市町村1/3(任意負担))</p>

問合せ先	所属	電話
	農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831
関連サイト		



名称	肉豚経営安定対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	養豚経営者(※大企業は除く) ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社
施策概要	豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

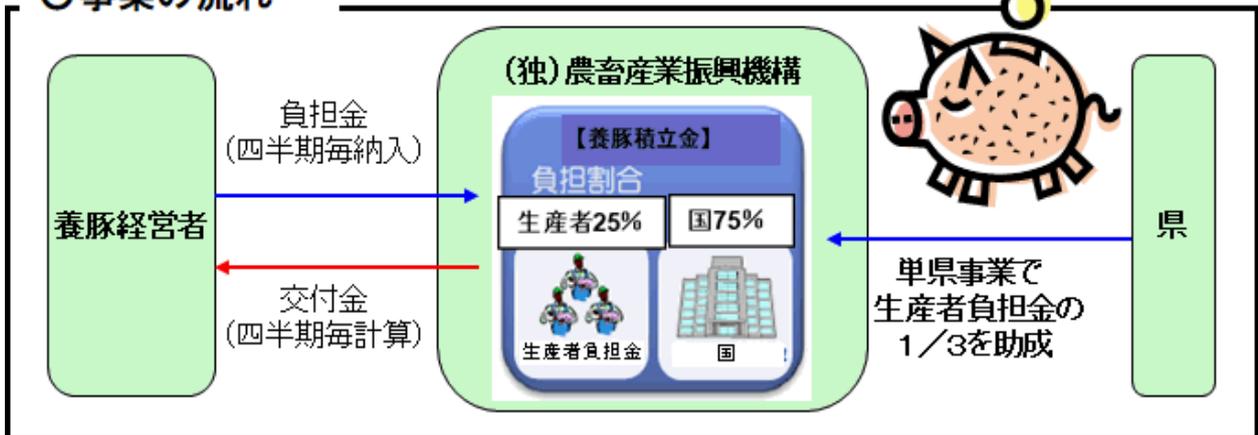
○支援内容

主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は平成30年12月30日～令和3年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

補助率(積立金負担割合)	ソフト 1/3(負担割合 国3/4、生産者1/6、県1/12)
--------------	---------------------------------

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称

農場認証普及推進事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

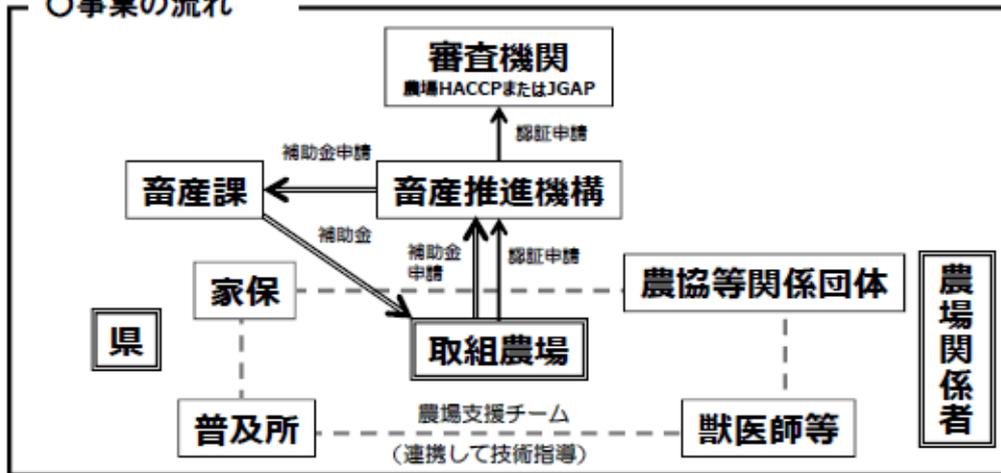
畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○支援内容

主な要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。 (補助金の場合)
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費の1/2以内(県費1/4、国費1/4)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト



名称 初めての6次産業化バックアップ事業

施策対象 農林漁業者等

施策主体 鳥取県

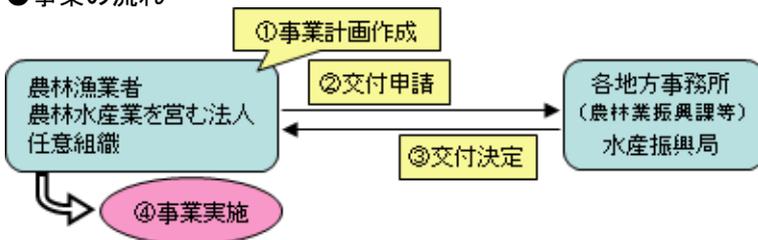
対象者 農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織
(規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体)
※既に商品販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする

施策概要 県内の6次産業化に係る推進活動及び機械・施設整備を支援します。

○支援内容

主な内容	食品加工等に必要な機械、工事を伴う施設整備(3万円以上のもの)及び推進活動を支援(ただし、不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備を除く、3万円以上のもの)
補助金額・補助率	【補助率】ソフト・ハード 2/3 【補助上限額】400千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人: 事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ: 事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室 水産振興局水産課	0859-72-2004 0857-26-7316

関連サイト <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=250260>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は農林水産物及び加工品等の年間売上高のうち農林水産物の年間売上高が50パーセント以上である会社法人)

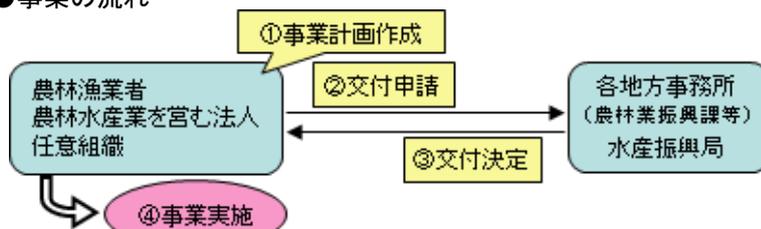
施策概要

農林漁業者や加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの機械整備を支援します。

○支援内容

主な内容	食品加工に必要な備品購入を支援(3万円以上のもの)
補助率・補助上限額	【補助率】ハード 1/2 【補助上限額】1,000千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人:事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ:事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること

●事業の流れ



* 審査会を行う場合があります。詳しくは下記へお問合せください。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

施策対象

農林業業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

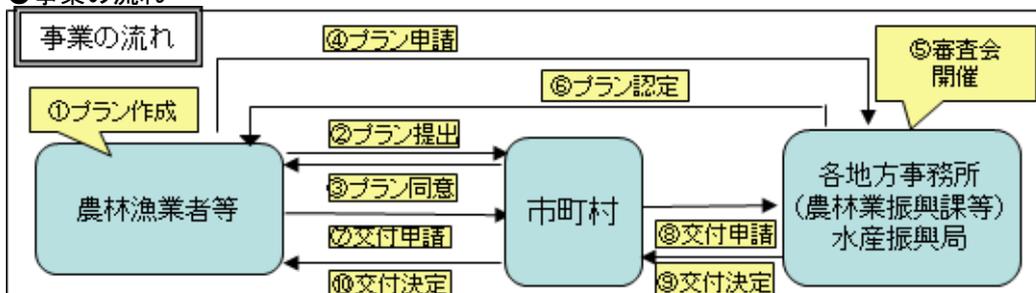
施策概要

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援します。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組に必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、畜産、水産の生産経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(4)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産実績があり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>

名称

鳥取県6次産業化関連事業交付金

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

- (1)農林漁業者団体
 ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
 ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
 ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体
 (2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者
 農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者

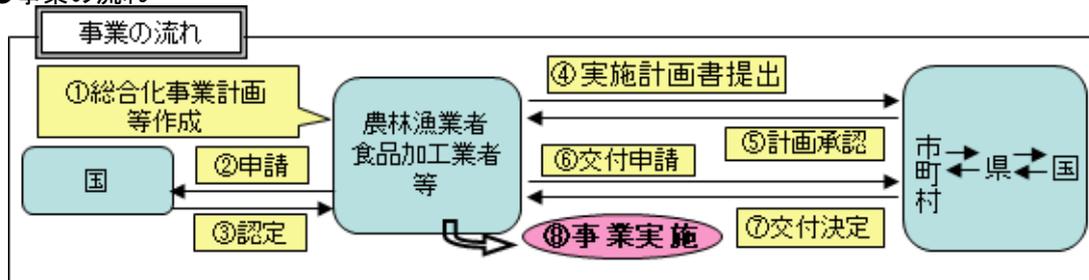
施策概要

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

○支援内容

主な内容	(1)農林漁業者団体への支援 ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設:処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設、地域と連携した加工体験施設等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等:高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。 (2)中小企業者への支援 食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの) ※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。
補助率・補助上限額	【補助率】:融資残補助3/10以内(国費のみ) ※以下に該当する取組みの場合は1/2 ・中山間地農業ルネッサンス事業 ・市町村戦略 ・新規の障がい者雇用を定めた認定総合化事業計画等 【補助上限額】:1億円 ※以下の取組の場合は2億円 ・BtoB ・取引先の求める基準を満たす施設で、かつHACCPIに関する第三者認証の取得 ・BtoBによる取扱量又は取扱金額が50%以上
主な要件	①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上) ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247580>

名称 とっとりオリジナル加工品づくり支援事業**施策対象** 企業、生産者団体、農産加工グループ等**施策主体** 鳥取県**対象者** 県内の農産加工グループ、農業法人、ジビエ振興に取り組む任意団体等、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が21人以上の事業者を除く。)**施策概要** 県産農林水産物を使用した加工食品、若しくは県内農山漁村に古くから伝わる伝統的な加工食品の開発・販路開拓を支援します。

○支援内容

補助対象事業	1 県産農林水産物を使用した加工食品 2 県内農山漁村に古くから伝わる伝統的な加工食品 (例:酒造及び菓子、味噌、醤油、豆腐等) 上記1、2のブランド化を図るための次の事業 (1) 1、2の新商品開発 (2) 成功事例の視察研修の実施 (3) 消費者を対象としたモニタリングの実施 (4) 県内量販店等での試食・販売PRの実施 (5) その他目的達成に必要な事項
補助率及び補助金額等	1 補助率:補助対象経費の1/2 2 補助限度額:1事業者につき150千円/事業年度(最大3事業年度)
補助対象経費	試作材料費、旅費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費、打合せ・研修会でのお茶代等

問合せ先

担当部署	電話
東部地域振興事務所 東部振興課	0857-20-3659
中部総合事務所 地域振興局中部振興課	0858-23-3205
西部総合事務所 地域振興局西部観光商工課	0859-31-9648
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178535>

名称 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金**施策対象** 食品製造業者等**施策主体** 鳥取県**対象者** 食品製造業者、県内立地企業**施策概要**

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

○支援の内容

食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費(認証審査費、委託費、研修費等の認証取得に係るソフト面)への補助。
※必ず認証(審査登録)機関等の審査を受ける事業計画とすること。

事業名	認証取得支援事業	安定化支援事業
補助率	補助対象経費の 2/3以内(県費2/3以内)	補助対象経費の 1/2以内(県費1/2以内)
補助金限度額	1件あたりの総額350万円以内	1件あたり上限75万円/12ヶ月 ×36ヶ月

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策対象

食品加工業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等

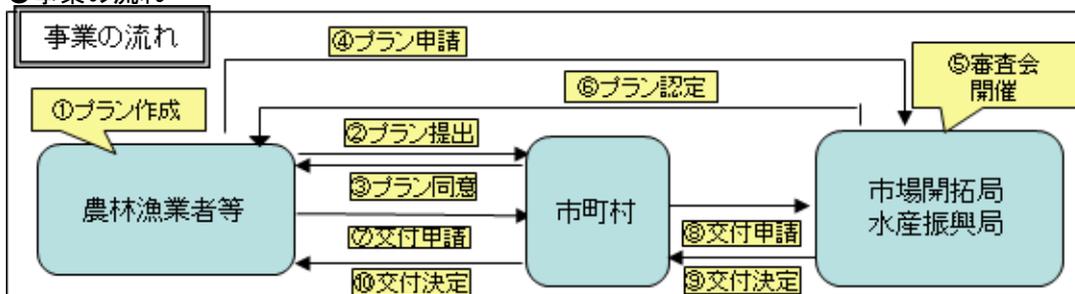
施策概要

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援します。

○支援内容

主な内容	農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援(加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード)) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外
補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主要要件(1)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主要要件(3)に該当する事業は、15,000千円
主要要件	(1)補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。 (2)プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む) (3)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課	0857-20-3664
中部総合事務所地域振興局中部振興課農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所地域振興局農商工連携チーム	0859-31-9768
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称

鳥取県食品加工施設整備補助金

施策対象

食品加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業

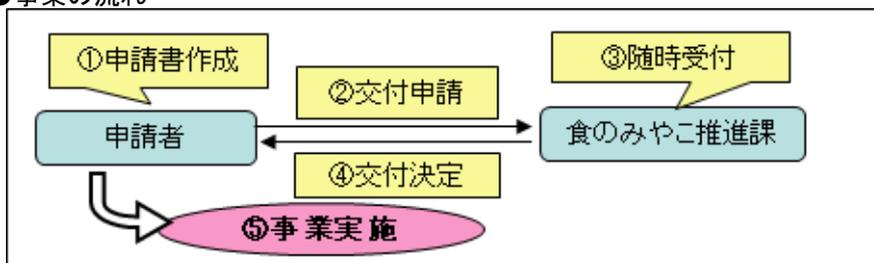
施策概要

農産物加工施設を新・増設する企業に対して、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成します。

○支援内容

主な内容	農産物加工に係る施設・機械整備費の補助 (水産加工、畜産加工に係るものは除く)
補助率・補助上限額・補助期間	【補助率】ハード 1/3以内 【補助上限額】 35,000千円 【補助期間】 36月以内
補助対象経費	食品加工に係る施設・機械整備費 (ただし、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行を行ったものに限るが、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。)等 ※1 水産加工、畜産加工に係るものは除く ※2 事務用品は除く ※3 リース料も対象とする
補助要件	(1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること ※ただし、リースについては物件価格とする (5)事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること (6)県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること ①洗浄、皮むき、カット型 ②冷凍、そうざい型 ③粉末、乾燥型 ④搾汁、糖加型 ⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除くものとする ⑥酢醸造型 ⑦エキス抽出型 ⑧包装、パック、ボトリング型

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト

名称

おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)~(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)~(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法で作られている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

名称 物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 県内事業者

施策概要 県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等（鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの）に出展する県内事業者に対して、出展に要する旅費の一部を支援。
（先着順、予算がなくなれば終了）（鳥取県物産協会へ事務委託）

(1)概要

ア 対象事業者：県内事業者

イ 支給回数：1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等：県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等（2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等）

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、旅費支援対象者に該当しないものとする。
- ・旅費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること（準備等は含まない）。

(2)旅費支援金額(1名分)

催事開催地	2日間	3日間	4日以上
北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・沖縄県	20,000円	30,000円	40,000円
新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・大阪府・京都府・奈良県・三重県・滋賀県・和歌山県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	10,000円	20,000円	30,000円
上記以外の都道府県 (鳥取県内を除く)	5,000円	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。(申請期限:3月の第1金曜日)

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
(一社)鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

施策対象

企業、生産者団体等

施策主体

鳥取県

対象者

県産農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及びその加工品の輸出活動を支援します。

○支援内容

補助事業	<p>県産農林水産物等の輸出促進のために行う以下の事業</p> <p>①海外での販売促進活動(商談も含む)</p> <p>②物流実験</p> <p>③海外での市場調査活動 対象国に輸出実績がなく、かつ、対象国について県及び鳥取県産業振興機構の補助金を活用したことのない補助事業者の初年度の活動を対象とする。</p> <p>④海外バイヤー招聘活動 対象国に正規の輸出ルートを持つ補助事業者が、海外バイヤーを鳥取県内に招聘し、産地視察又は工場視 察等を通じた商談を行う場合に対象とする。</p> <p>⑤県主催事業への出展等 県が輸出促進を目的に施策として実施する事業(物産展・見本市、商談機会の設定等)</p> <p>※④を除き補助事業者の渡航を伴うものに限る。 ※一事業は渡航又は招聘ごととする。</p>
事業主体	県産農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者
補助事業に要する経費	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、会場使用料・出展料、その他使用料及び賃借料、試食・商品サンプル費
補助率	<p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>※本補助金の活用が通算6年以上の事業者は1/3以内(県主催事業を除く)</p> <p>※ただし、国の補助等を併用する場合は、該当補助率をもとに算定した額から国の補助金等の交付額を差し引いた額を上限とする。</p>
補助上限	一事業者あたり一年度300万円以内

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称 「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業**施策対象** 企業、生産者団体、農産加工グループ等**施策主体** 鳥取県**対象者** 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者（従業員数が21人以上の事業者を除く。）**施策概要** 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費を支援します。**○支援内容**

補助対象経費	以下のマーク活用に係る商品パッケージ・出荷資材版下作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食のみやこ鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者につき、事業年度や商品数にかかわらず、補助金額の合計150千円を限度

○参考

ふるさと認証食品	県内の工場で製造された加工食品で、原則として食品添加物を使用していない次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品 http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において生産若しくは製造加工された産品 2 県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

名称

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

施策対象

民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等
募集期間
1次募集 令和2年2月21日(金)～同年3月23日(金)
2次募集 令和2年6月中旬～同年7月中旬(予定)
(1次募集の採択状況によっては、2次募集を行わない場合がある)

施策概要

食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援します。

○支援内容

交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)
--------	---

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p><一般枠> 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み</p> <p><コンベンションPR枠> 全国規模スポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組</p>
2 交付対象者	民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。)
3 交付率等	<p>1/2以内</p> <p><一般枠> 上限額2,000千円 ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。 (※予算の都合上、交付限度額4,000千円の事業については、本年度の募集を行わない。)</p> <p><コンベンションPR枠> 上限額250千円</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 上限額500千円</p>

2 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です)
3 交付率等	10/10以内、上限額250千円

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm>

名称 とっとりオリジナルメニューづくり支援事業

施策対象 企業

施策主体 鳥取県

対象者

県内の農村レストラン、旅館、ホテル、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を対象とする。

施策概要

地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含みます)・PR活動を支援します。

○支援内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物及び県産ジビエ(野生鳥獣肉)を使用した料理の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 マスコミへの開発した料理についての資料の提供 5 開発した料理のPR 6 その他目的達成に必要な事業 ※上記のうち、1、3及び4は必ず実施してください。
補助率及び補助金額等	(1) 補助率: 補助対象経費の1/2 (2) 補助限度額: 1事業者 250千円/事業年度(最大3事業年度)
補助対象経費	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
東部地域振興事務所 東部振興課	0857-20-3659
中部総合事務所 地域振興局 中部振興課	0858-23-3205
西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課	0859-31-9648
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538>

名称 鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策対象 農業者

施策主体 鳥取県

対象者 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者

施策概要 有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対して支援する。

○支援内容

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

支援内容	有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費について支援
補助率	機器購入費は事業費の1/3以内(県費のみ・補助金上限は総額30万円) その他経費は事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

(2)消費者交流・マッチング支援事業

支援内容	イベント等での消費者交流、市場調査、販路開拓、制度PRを行うために必要な経費について支援
補助率	事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

主な要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- (1)新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- (2)有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- (3)鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- (4)法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

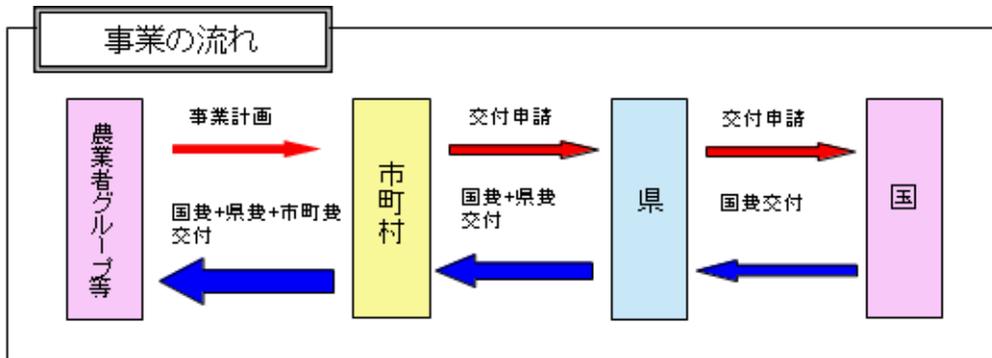
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>



名称	環境保全型農業直接支払対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
施策概要	化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

○支援の内容

補助金額・補助率	全国共通取組 ・緑肥の作付け 6,000円/10a ・堆肥の施用 4,400円/10a ・有機農業の取組 12,000円/10a (ただし、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a) ・リビングマルチ 5,400円/10a (ただし、小麦・大麦等は3,200円/10a) ・草生栽培 5,000円/10a ・不耕起播種 3,000円/10a ・長期中干し・秋耕 800円/10a 地域特認取組 ・冬期湛水管理 4,000～10,000円/10a 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。)
主な要件	○主作物について販売を目的に栽培していること。 ○国際水準GAPに取り組むこと。 (指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。) ○推進活動の実施



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
	農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト	
--------------	--

名称

農地・農業用施設災害復旧事業

施策対象

市町村、土地改良区、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

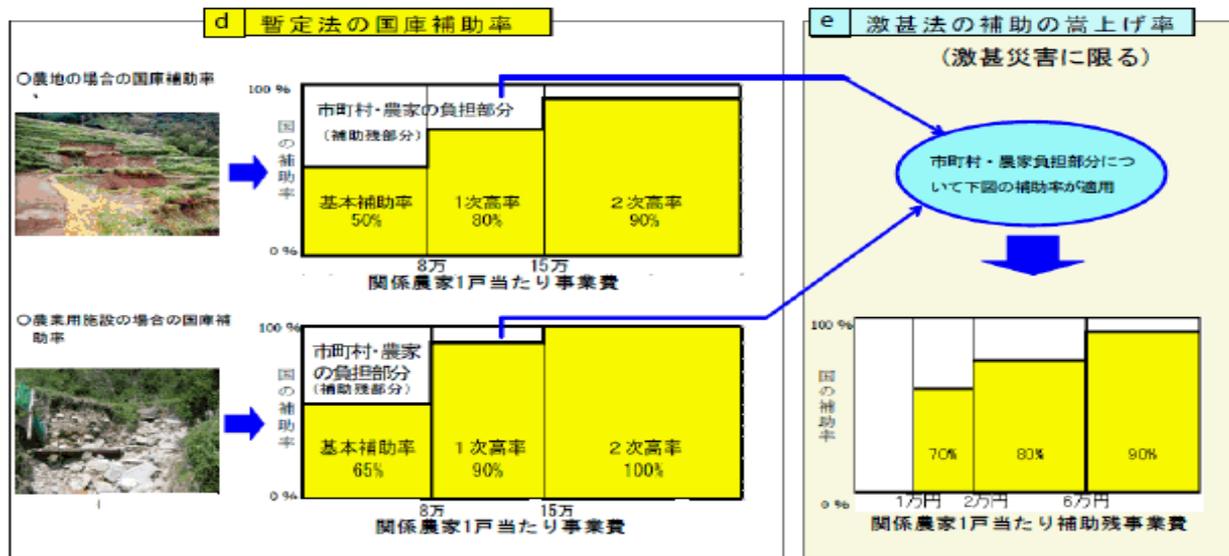
市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

施策概要

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧する。

○支援の内容

対象となる施設	a) 農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。 b) 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指す。
対象となる災害原因	a) 雨量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上 b) 風速・・・最大風速15m/sec以上 c) 洪水・・・その地点の水位が警戒水位以上。 d) 地震・・・特に震度を定めていません。 e) 融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。
国庫補助	a) 対象となる災害復旧事業は、1箇所の工事の費用が40万円以上。 b) 農業用施設は、受益戸数が2戸以上が条件。 c) 基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%。 d) 関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げがあります。 e) 激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費(市町村・農家の負担分)に応じてさらに補助率の嵩上げがあります。 f) 農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象。 g) 災害復旧事業の要件に該当するもので、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工(応急本工事)が可能。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9671

関連サイト

名称

農地を守る直接支払事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

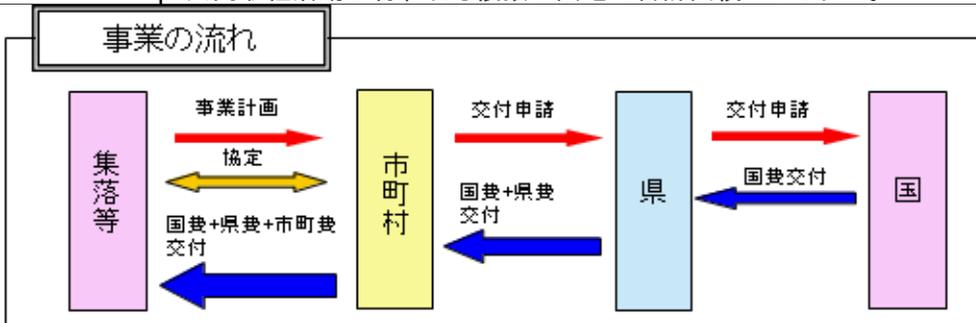
市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等

施策概要

特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

○支援の内容

補助金額補助率	＜10a当たり交付単価(円)＞		
		急傾斜	緩傾斜
	田	21,000	8,000
	畑	11,500	3,500
	採草放牧地	1,000	300
	① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付) 例: 耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等 ② ①に加えて将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組(上記単価の10割を交付) 例: 機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農産物の加工・販売 ③ ②に取り組む集落が、複数集落で広域協定を締結する場合、営農以外の組織との連携体制の構築に取り組む場合、農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等に取り組む場合、3,000円/10a加算、4,500円/10a加算 ④ 超急傾斜地の農用地の保全・活用に取り組む場合、6,000円/10a加算 補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (特認地域は全て1/3)		
主な要件	「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。		



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト



名称	しっかり守る農林基盤交付金
施策対象	市町村、農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村
施策概要	小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

○支援内容

主な要件	<p>対象事業は、次に掲げる事業を除いた事業。</p> <p>①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業</p> <p>②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業</p> <p>③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)</p> <p>※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。</p> <p>④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p>
補助率	<p>1 市町村事業費の1/2以内 (市町村事業費＝全体事業費－受益者負担事業費)</p> <p>以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ・市町村交付金で実績がない事業で、受益者負担率が2割を超える場合 ・災害復旧交付額による災害復旧の場合 <p>2 市町村交付金時の市町村負担率＋受益者負担軽減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率以上の場合 ※上限1/2 <p>3 全体事業費の1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割以下の場合

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7326
	農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト	
-------	--



名称	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金				
施策対象	農業者等				
施策主体	日本政策金融公庫(農林水産事業)				
対象者	①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者 ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体) ③農業振興法人				
施策概要	○支援内容 ・農業基盤整備資金 農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。 ・担い手育成農地集積資金 農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。				
問合せ先	<table border="1"><thead><tr><th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業</td><td>0857-20-2151</td></tr></tbody></table>	担当部署	電話番号	日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151
担当部署	電話番号				
日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151				
関連サイト	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/				

名称

土地改良施設維持管理適正化事業

施策対象

土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県土地改良事業団体連合会

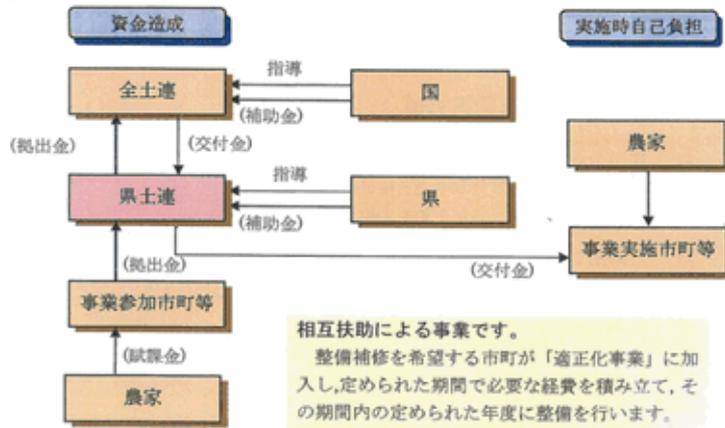
施策概要

団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚排水機、樋門、水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数を確保するため、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、定期的な整備補修を実施する。

○支援の内容

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた整備補修 団体営規模以上の事業により造成された施設 1地区あたりの年事業費が200万円以上
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 国費:3/10 県費:3/10、 事業主体4/10(うち、3/10は5年間で積立、1/10は事業実施年度に拠出)
対象工事の例	<ul style="list-style-type: none"> 機能低下防止、機能回復のため、5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修 災害防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の付帯設備の改善等 管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3168
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

関連サイト

名称 多面的機能支払交付金事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県、市町村

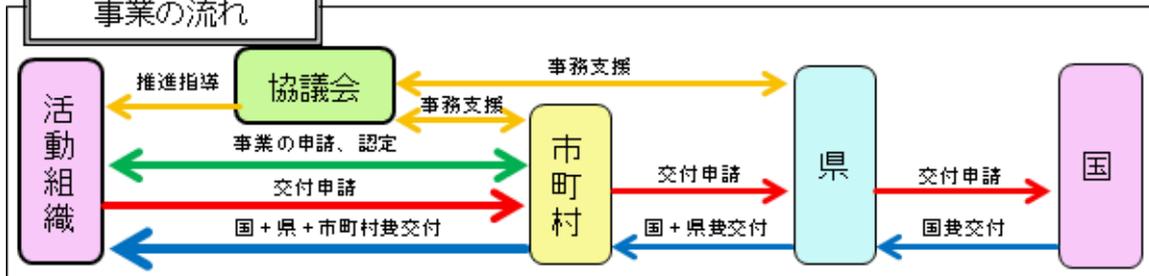
対象者 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。

施策概要 地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

○支援の内容

支援内容	農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。 ①農地維持支払を交付するのに要する経費 ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費 ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費
補助率、補助上限	<10a当たり交付単価(円)> ①農地維持支払…基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a ①に加えて既存活動組織が小規模集落を取り込み、保全管理を行う場合、田1,000円/10a、畑600円/10a加算 *小規模集落とは集落内の総農家戸数が10戸以下の集落 ②資源向上支払(共同活動)…基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a ②に加えて ・多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・上記に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合、田800円/10a、畑480円/10a加算 ③資源向上支払(長寿命化)…基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
主な要件	①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動 ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成 ②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道等の軽微な補修、植栽等による農村環境保全活動 ③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称 ため池防災減災対策推進事業

施策対象 市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策主体 鳥取県

対象者 市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策概要 農村地域防災力向上を図るため、ため池ハザードマップ作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金軽減などハード・ソフト両面から、ため池防災・減災対策を総合的に実施。

<事業の概要>

(1) 調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費支援	市町	①国庫
ため池防災・減災システム整備	ため池による災害防止や減災の観点から、監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器の設置に対し支援	市町 集落	①国庫 ②単県
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援	土地改良区	①国庫

(2) 保全対策事業

区分	事業内容	事業主体	補助
旧農業用ため池廃止	不要なため池のうち、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町 集落 土地改良区	①国庫 ②単県
ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。		②単県
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		②単県

(3) ため池整備推進交付金

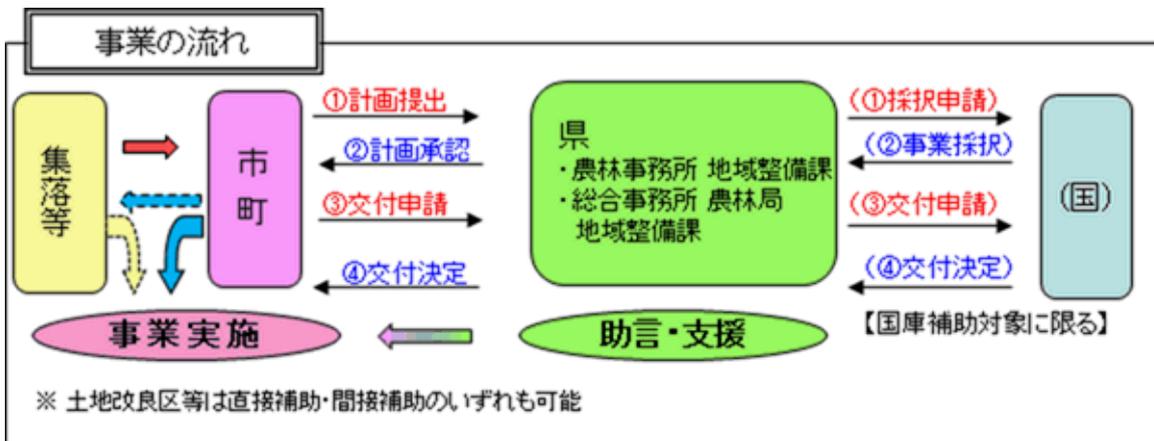
区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を超える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27～令和6年度までの採択地区に限る。	事業申請人

①国庫補助: 定額補助(10/10)

②単県補助: 市町村事業費の1/2以内(市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)

<主な要件>

事業実施期間は平成27～令和6年度まで。調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

施策対象

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会

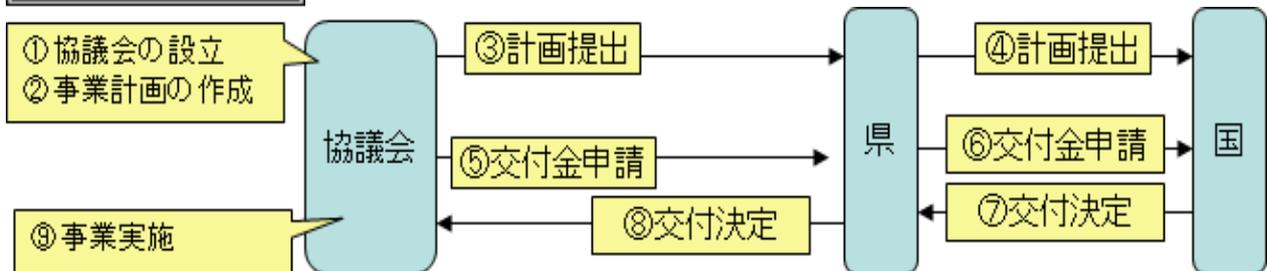
施策概要

- 推進事業(ソフト)
発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
- 整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設の整備等

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
整備事業(ハード)	・侵入防止柵等の被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設(解体処理施設・焼却施設) ・捕獲技術高度化施設(射撃場)	地域協議会(市町村、農林漁業団体、猟友会等で構成)又は市町村等	1/2又は定額 5法指定地域は55/100以内 ※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助
推進事業(ソフト)	・捕獲機材の導入 ・緩衝帯の設置 ・講習会・調査、捕獲に関する専門家の育成支援等	地域協議会	1/2又は定額 ※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし
緊急捕獲事業(ソフト)	・ニホンジカに係る捕獲活動経費等	地域協議会又は市町村	定額

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 (鳥獣対策センター)
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金

施策対象

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、鳥獣被害に強い集落づくりの推進、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

集落等、市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者）、市町村や農協及び猟友会等で組織する地域協議会

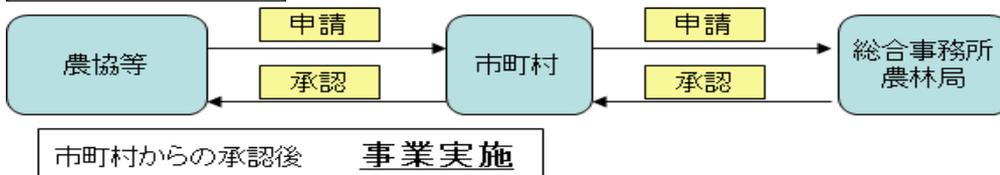
施策概要

- 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
- 侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者養成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
地域づくり推進支援事業	地域ぐるみで行う鳥獣に強い集落づくりのための取り組み（現地調査、研修会、検討会、餌付け要因の除去、藪の刈払い、侵入防止柵の見回り・修繕等）	農協等のうち、自治会及び農業者等の組織する団体	県1/2、市町村1/2（県補助限度額150千円/団体）
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入等	市町村協議会農協等	事業費の2/3を補助（県1/3、市町村1/3）
個体数を減らす対策	有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者養成に係る経費 捕獲奨励金	市町村	県1/2、市町村1/2（県補助上限単価） イノシシ・シカ（猟期外）・アライグマ：5千円 シカ（猟期）：2.5千円 ヌートリア：1.5千円
周辺環境を改善する対策	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置	協議会	事業費の1/2を補助（県1/4、市町村1/4）

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 (鳥獣対策センター)
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト



名称	農山漁村滞在促進事業(農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業)
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	県外や国外からの観光誘客を目的に農山漁村体験等の受入を試行的に行う農林漁業者等
施策概要	農山漁村が有する地域資源を活用し、国内外からの観光誘客による所得向上と地域活性化を目指すことを目的に、農林漁業者による試行的な農泊(農山漁村滞在型観光)の取組を支援します。

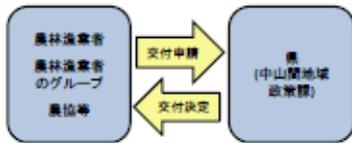
●支援の内容

支援の内容	農林漁業者が行う次の取組に係る経費を支援します。 1.お試し農山漁村体験受入支援 農作業体験や農家民泊など、農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要、レンタル備品や消耗品等の購入、視察研修等に要する経費 2.試行的なインバウンド対応支援 観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要の通訳や翻訳、パンフレット等、外国語案内ツール作成に要する経費
補助率	県1/2 (市町村のかさ上げは任意)
補助上限額	150千円

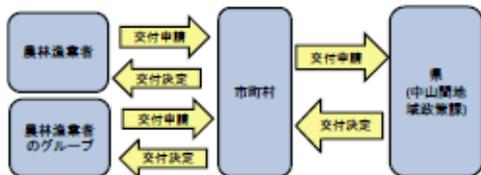
●事業の流れ

「農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業」の流れ

■パターン1(県から直接補助金を交付する場合)



■パターン2(市町村を通じて補助金を交付する場合)



問合せ先	担当部署	電話番号
	地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129

関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/283869.htm
--------------	---

名称

農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)

施策対象

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

宿泊事業者(*1)、民泊推進協議会(*2)、市町村
 *1:農家の自宅等を活用して農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者または既に開業している者
 *2:鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組み2者以上(個人含む)で構成される連携事業者

施策概要

特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらを結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援します。

●支援の内容

内容	補助対象経費	補助率等	審査会による計画承認
①魅力ある滞在宿泊体験メニュー創造事業	宿泊施設を開業する際の許認可申請等に要する経費、提供する特色ある商品の開発に要する経費、開業及び利用客拡大に伴う宣伝費等	【事業実施主体】宿泊事業者 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】500千円	必要
②魅力ある滞在エリア創造支援事業	民泊受入家庭確保のための掘り起こし活動等に要する経費等	【事業実施主体】民泊推進協議会 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】600千円	必要
③伝統的な農山漁村生活体験等を提供するための宿泊施設等(古民家等)の整備 ※市町村を通じた間接補助	施設の内装や外装の改修、宿泊者が利用する風呂、トイレ等の改修等に係る経費等(宿泊者専用の設備・器具に限る)	【事業実施主体】 ①、②の内容に取り組む 宿泊事業者および民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県2,000千円	必要
④農山漁村における体験メニューを提供(教育旅行等)する宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費等	【事業実施主体】 宿泊事業者または民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県200千円	不要

●募集期間等

- 【①～③】別途通知する期間
 【④】随時受付け

問合せ先

担当部署	電話番号
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	0857-26-7273
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2080

関連サイト

名称	地域活動応援事業												
施策対象	農業者等												
施策主体	県												
対象者	活動する地域外に所在する個人、団体、NPO(法人格の有無を問わない)、その他任意組織(学生グループ、地域住民組織等)												
施策概要	<p>○支援内容</p> <p>[補助対象となる事業の概要] ・県内地域の安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた活動等の地域の課題解決に取り組む事業(※事業を行う地域の関係者(地域コミュニティ、地域活動団体、市町村等)から、実施について理解を得ている取組であり、事業成果を関係者へ報告することを条件とする。)</p> <p>【主な取組例】 ○地域へ提言等を行うためのフィールドスタディー(ワーク) ○草刈りや農作業などの集落活動、 ○特産品づくり ○健康づくり事業 ○伝統行事の実施支援 など</p> <p>[補助率] 1/2(県費のみ)</p> <p>[限度額] 1団体あたり300千円</p> <p>[その他] ・団体の運営に係る経常的な経費、人件費、構成員に対する個人給付的な経費、食糧費(事業実施に不可欠なものを除く)等は除きます。 ・実施主体が、同一地域で行う取組は3年間を限度とします。 ・取組を行う地域において、既に他の実施主体が本補助金による取組を行っている場合は、補助限度額を200千円とし、既に複数の実施主体が取組を行っている場合は対象となりません。</p>												
問合せ先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室</td> <td>0857-26-7128</td> </tr> <tr> <td>地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課</td> <td>0857-20-3663</td> </tr> <tr> <td>中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム</td> <td>0858-23-3298</td> </tr> <tr> <td>西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム</td> <td>0859-31-9606</td> </tr> <tr> <td>西部総合事務所日野振興センター地域振興課</td> <td>0859-72-2080</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	電話	交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室	0857-26-7128	地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課	0857-20-3663	中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298	西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606	西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2080
担当部署	電話												
交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室	0857-26-7128												
地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課	0857-20-3663												
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298												
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606												
西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2080												
関連サイト													

名称

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業

施策対象

施策主体

県

対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落、農商工団体、NPO、個人事業者、企業、組合等

施策概要

●支援の内容

【事業の目的】

中山間地域において生活する人々が安心して暮らせるように、地域が活性化するための取組や地域資源を活用した地域課題解決の取組、住民同士の支え合いの取組等に対して支援する。

【主な内容】

地域活性化支援(特産物育成、交流施設等整備)、地域コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、まちなかに比べ不利となる自然現象等に対する事前の共助の取組、遊休施設活用などの取組に必要な経費を支援する。

【補助金額・補助率】

○補助率

事業費の1/2～1/3を補助する。(市町村は任意又は1/6～1/3)

○補助上限額

ソフト1,000千円

ハード3,000千円

(地域の安全・安心対策500千円、遊休施設活用10,000千円)

【主な要件】

- ①条例・規則で定める中山間地域等で実施され、地域住民が参加して住民のコミュニティの活性化を図る取組であること。
- ②地域活性化支援の対象は、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流、地域産業の掘り起しなど地域の誇りを再生・発展させる取組であること
- ③コミュニティビジネス支援の対象は、地域資源を活用した取組であって地域の活性化が目的であること

問合せ先

担当部署	電話
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2080

関連サイト

名称	若者定住等による集落活性化総合対策事業					
施策対象						
施策主体	県					
対象者	市町を通じた間接補助(小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン者等)					
施策概要	<p>●支援の内容</p> <p>【事業の目的】 小規模高齢化集落の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①地域活性化に向けた地域プラン策定支援 ②地域の維持活動や活性化に向けた取組支援 ・里地里山の再生に向けた取組(農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等) ・地域活性化対策に係る取組支援(地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等) ・集落内の空き家の除去(集落内に放置されている空き家の除去)</p> <p>③IUターン者への直接・間接支援 ・奨励金(250万円/世帯、最大3年) ・住宅取得支援(購入・改修経費、家賃補助) ・農林業機械の購入、施設の取得経費支援(上記の住宅取得と合算して上限250万円) ・子どもの出産祝金(5万円/人・定額) ・高校生通学支援(上限2万円/月) ・奨学金返済の補填給付</p> <p>【補助率】 市町負担経費の2/3を支援(②は既存事業の補助率の嵩上げ:補助率2/3を上限)</p>					
問合せ先	<table border="1" data-bbox="359 1205 1380 1265"> <tr> <td data-bbox="359 1205 1125 1238">担当部署</td> <td data-bbox="1125 1205 1380 1238">電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1238 1125 1265">地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課</td> <td data-bbox="1125 1238 1380 1265">0857-26-7129</td> </tr> </table>		担当部署	電話	地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129
担当部署	電話					
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129					
関連サイト						



名称	とっとり共生の里保全活動推進事業(とっとり共生の里、むら・まち支え合い共生の里)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)
施策概要	農山村集落等が企業・団体及び市街地住民組織と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売を通じた6次産業化の取組みなどを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

○支援の内容

農山村集落等と企業・団体及び市街地住民組織が協働で行う地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売などの取組みに必要な経費を支援する。

共生の里推進加速化事業

事業内容	共生の里の活動に要する経費を補助する
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 3年目まで:上限 600千円/年・地区、4年目以降:上限300千円/年・地区

むら・まち支え合い共生促進事業

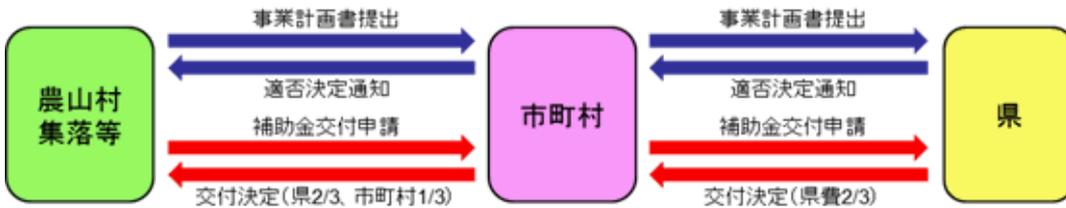
事業内容	むら・まち支え合いの活動に要する経費を補助する。
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 2年目まで:上限 390千円/年・地区、3年目:上限195千円/年・地区

○主な要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。
〔活動期間〕 共生の里:5年間、むら・まち支え合い共生の里:3年間

○事業の流れ

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で協定締結
- ②協定期間中の事業計画概要書作成
- ③毎年度、事業計画作成及び補助金申請



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247895.htm>

名称

農地法面管理省力化支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町

対象者

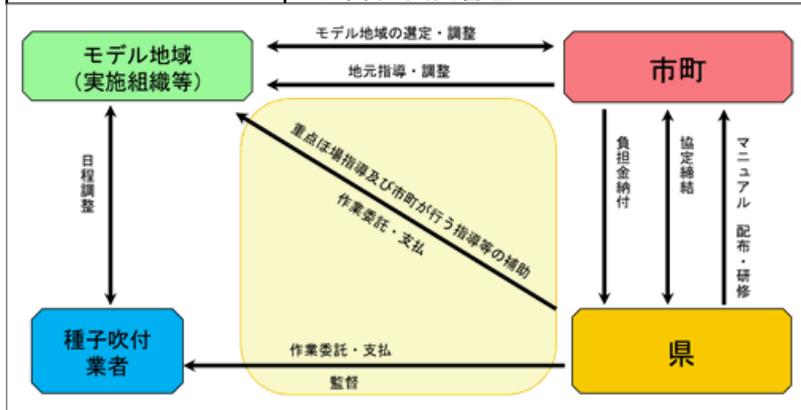
中山間地域等直接支払又は多面的機能支払に取り組んでいる組織等

施策概要

県が確立したセンチピードグラス(ムカデ芝)による農地法面管理省力化技術の普及促進を図るため、各市町に数地区のモデル展示・PRほ場を設置する。

○支援の内容

実施要件	(1)対象地域:中山間地域において、中山間地域等直接支払又は多面的機能支払に取り組んでいる組織又は取り組む予定の地域 (2)地元体制 ・種子吹付前後の雑草対策に協力が得られること ・生育調査やPR活動等に協力が得られること
事業主体	鳥取県(実施組織等への作業委託)
負担割合	県1/2、市町1/2
実施期間及び実施内容	(1)実施期間 第1期 平成30年度～令和2年度 第2期 令和元年度～令和3年度 第3期 令和2年度～令和4年度 (2)実施内容 1年目 法面管理 2年目 法面管理及び種子吹付 3年目 法面管理



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

名称

農業農村自然エネルギー利活用支援事業

施策対象

土地改良区、農業協同組合、農村集落等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

土地改良区、農業協同組合、農村集落等

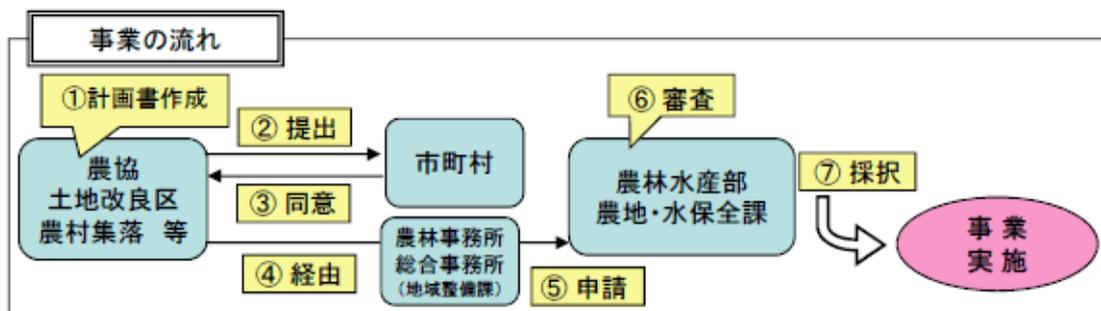
施策概要

太陽光発電施設の導入に要する経費の一部を支援する。

○支援の内容

主な要件	太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取り組みであること。
補助率	事業費の10%を補助する。(上限1,000千円) 原則、市町村の負担額と同額を支援。ただし、農協等の市町村を跨ぐ広域団体の場合は県単独で10%を支援。

【要件】



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334

関連サイト



編集：鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課
